

北アイルランド有限会社設立の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書において北アイルランド会社とは、英国の2006年会社法（The Company Act 2006）に基づき設立された非公開株式会社（Private Company Limited by Shares）をいいます。

北アイルランドは英国の一部であるため、その会社法が2006年英国会社法に基づいています。北アイルランドは特定の分野において独自の**立法権限**を有しており、会社設立、年次報告書の提出、及び企業のコンプライアンス監督を担当しています。イングランド、ウェールズやスコットランドの会社と同じく、北アイルランド会社は依然として英国の2006年会社法に厳格に従って運営される必要があります。

弊所は、北アイルランドにおいて非公開株式会社を設立するサービス費用は1,000ポンドです。この費用には、弊所のサービス料金、1年間にわたる北アイルランドでの登録住所や登録代理人（秘書役）のサービス費用、及び設立の際に北アイルランド**会社登記所**（The Registrar of Companies for Northern Ireland）に支払うべき登記料が含まれています。この費用には会社を設立するために必要な各項の費用が含まれています。具体的には本見積書の第1節をご参照ください。

北アイルランド会社を設立する際に、お客様は、株主及び取締役となる者全員の身分証明書類や住所証明書類、北アイルランド会社の登録資本金（株式数）、株主構成（複数の株主の場合）、登録住所（お客様が自ら提供する場合）、及び北アイルランド会社の主要な事業範囲、ビジネスモデルを提供する必要があります。具体的には本見積書の第5節をご参照ください。

一般的に、北アイルランド会社設立の所要時間は約7～10営業日です（北アイルランド会社の付加価値税登録の所要時間を含まない）。会社登記所は会社の事業活動及び株主の身分を審査する可能性があります。その場合には所要時間が延長されます。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Rooms 7F-702, 7/F., 188 Section 5
Nanjing East Road
Songshan District, Taipei
Taiwan 105411
〒105411台湾台北市松山区
南京東路五段188号7樓7F-702室
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

Rooms 502-03, 5/F.,
Lions Mansion Matsugaya
1-4-6 Matsugaya, Taito, Tokyo
Japan 111-0036
〒111-0036東京都台東区松が谷1-4-6
ライオンズマンション5階502-03
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 5, 2/F., 39-41 High Street
New Malden, Surrey
KT3 4BY, UK
T: +44 20 3910 8392

本見積書は、特別なライセンス・許可の別途申請が不要である北アイルランド会社に適用されます。お客様の北アイルランド会社がライセンス・許可の別途申請が必要である場合、弊所は相応するサービスが提供できます。費用は別途相談となります。

本見積書はあくまでも参考用であり、最終的な取引条項を構成するものではありません。サービス項目の価格は、弊所が個別の案件ごとに提示する見積書を基準とします。また、弊所は事前の通知なしに価格を調整する権利を留保します。

1. 設立サービスと費用

弊所が北アイルランドにおいてモデル定款に基づき、登録資本金が100ポンドであり、且つ特別なライセンス・許可の別途申請が不要である非公開株式会社を設立するサービス費用は1,000ポンドです。具体的には以下のサービスが含まれます。

1.1 会社設立と書類のファイリング

- (1) 北アイルランド会社設立に関する質問を回答します。
- (2) 類似商号を調査します。
- (3) 関連する政府機関へ登録料を支払います。
- (4) 会社の定款大綱、定款細則を作成します。
- (5) 会社設立証明書類及び設立フォームを準備します。
- (6) 初回取締役会の書面決議書を作成します。
- (7) 会社書類一式（社印、株券、メンバー名簿、取締役名簿等を含む）

1.2 登録住所

英国会社法の登録住所に対する要求に該当するため、啓源は、お客様の北アイルランド会社の登録住所としての北アイルランドにおける住所を、1年間にわたって提供します。期限切れの場合は更新できます。弊所の登録住所サービスは、会社法の要求に該当し、代理して政府からの郵便物を受け取ることに限定されます。

歳入関税庁は、会社がその会計士の住所をVAT登録住所とすることを認めないため、弊所の登録住所は、会社のVAT登録住所とすることができません。

上述の登録住所は弊所が手配します。お客様は別の住所を希望する場合、弊所は上記の設立サービス費用を調整します。

ビジネスの郵便物が届いたら、弊所は郵便物を転送するサービスを提供でき、年間サービス費用が500ポンドです（郵送料金は別途請求）。

備考：

- (1) 上述の費用には、弊所のサービス料金、及び会社設立により生じた政府への手数料が含まれますが、会社設立により生じた書類の郵送料が含まれていません（発生する場合）。

2. オプションサービス

順番	サービス内容	費用（ポンド）
1	付加価値税登録事業者の登録（備考 1）	800
2	郵便物の転送（毎年）（備考 2）	500
3	北アイルランド銀行口座開設の案内（備考 3）	500
4	個人識別コードの申請（備考 4）	1 人につき 225

備考：

- (1) 年間売上高（課税対象となる商品の価値）が90,000ポンドを超えた会社は、付加価値税（以下「VAT」という）登録を行う必要があります。北アイルランドの現行のVAT税率は20%ですが、一部の事業活動、商品が軽減対象です。年間売上高が90,000ポンド未満である会社は、任意にVAT登録事業者に登録することができます。登録してVAT登録事業者になったら、会社は事業目的で商品を購入する際にVAT還付の申請が可能になります。

VAT 登録事業者は年に 4 回 VAT を申告しなければならず、即ち 3 ヶ月ごとに 1 回申告します。VAT 登録事業者は、納税申告期限満了後 1 ヶ月以内に納税申告書を提出し、相応の税額を納付する必要があります。

当該サービスは VAT 登録に限定され、VAT 申告サービスを含みません。当該サービス費用は、一回申請に限られます。申請は承認されない場合、費用は返還されません。

- (2) 弊所はお客様の英国会社のビジネスレターを受け取った後、週に 1 回レターをスキャンしてお客様の指定する電子メールアドレスに送信し、且つ月に 1 回レターをお客様に転送し、郵送料をお客様に請求します。
- (3) 弊所は、お客様の英国会社のオンラインバンキング（Airwallex）の開設申請をサポートします。弊所の銀行口座開設サービスは、あくまでもサポート（銀行口座開設申請書類の作成、お客様の提供する口座開設書類の予備審査など）に過ぎません。口座開設申請を承認するか否か権利は、銀行が有します。当該サービス費用は、一回申請に限られます。申請は承認されない場合、費用は返還されません。

- (4) 2023年「経済犯罪及び企業透明化法（ECCTA）」の新要件に基づき、会社の取締役又は実質的支配者（PSC）は、身元確認を完了し、英国会社登記所（Companies House）が発行する「個人識別コード（Personal Code）」を受けする必要があります。「個人識別コード」は特定の会社に属するものではなく、個人に紐付けられます。複数の会社で取締役を務める場合、本人確認を一度のみ完了することで、ほかの会社の登録時に同じ識別コードが使えます。

3. 支払条件

弊所は現金、銀行振込、送金、PAYPAL でのお支払いを受け取ります。お客様はクレジットカード又は PAYPAL で支払う場合、別途請求金額 5%相当額の手数料を負担します。お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドと合わせてお客様に送信します。サービスの性質上、お客様は事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供し始めた後、特別な事情が発生しない限り、費用が返金されません。

中国本土又は台湾の発票が必要な場合は、弊所は、現地税法が定めた税金を別途請求します。

4. 基本的な組織構造

- (1) 最低株主 1 名、取締役 1 名で構成されます。
- (2) 株主は国籍を問わず、法人でも自然人でもなれます。
- (3) 取締役は国籍を問わず、自然人たる株主は取締役を兼任できます。
- (4) 北アイルランド会社は北アイルランドにある事務所を持たなければなりません。
- (5) 登録資本金や発行の株数に対する制限がありませんが、通常は100ポンドです。

5. 会社設立に必要な書類

北アイルランド会社設立のために、お客様は郵便・ファクス・電子メールにて下記の書類を提供しなければなりません。

- (1) 2～3つの英語の商号（末に「LIMITED」又は「LTD」が付けられる必要）
- (2) 株主全員の全員のパスポート写し及び異なる機関が発行する住所証明書類2通（公共料金請求書、銀行取引明細書等）、又は（法人の場合）法人設立証明書、最新の年次申告書もしくは類似する書類、最新の取締役名簿、株主名簿、実質的支配者名簿、及び会社の25%以上の持分を保有している株主又は実質的支配者のパスポートや住所証明書類のコピー
- (3) 取締役全員のパスポート写し及び異なる機関が発行する住所証明書類2通

- (4) (株主が法人である場合) 取締役が署名・認証した、現時点での実質的支配者の身分が記載される組織構造図
- (5) 記入済の北アイルランド会社設立フォーム (啓源が提供)

住所証明書類は、取締役・株主の情報 (氏名や詳細な住所)、書類の種類、発行日、発行機関を記載する公共料金請求書、又は銀行取引明細書でなければなりません。英語表記でない場合、参考用の英語訳本の提出は必要です。

上記の身分証明書類は、弊所、又はお客様所在地での会計士、弁護士、もしくは公証役場によって認証される必要があります。弊所の認証サービスをご利用の方は、弊所のいずれかの事務所で書類の認証を受けるか、又はビデオを通じて書類の認証を受けることが可能です。

6. 設立手続きと所要時間

一般的に、特別なライセンス・許可の別途申請が不要である場合、北アイルランドにおいて会社を設立するには約2～3週間かかります。具体的な設立手続き及び所要時間は下表をご参照ください。

手順	設立手続き	営業日
1	お客様は北アイルランド会社設立を啓源に委託すると同時に、電子メールにて必要な書類 (第5節) を弊所に提供します。	お客様次第
2	啓源はサービス費用を請求書をお客様に発行し、お客様は弊所のサービス費用を支払います。	お客様次第
3	啓源は (ビデオを通じて) お客様の身分・住所証明書類を認証します。	お客様次第
4	取締役及び実質的支配者全員の個人識別コードを申請します (弊社は依頼を受けた場合)	2-3
5	啓源は類似商号調査を行います。会社名が使える場合、弊所は会社設立申請書類を作成し、お客様に送付します。	1
6	お客様は書類に署名し、啓源に返送します。	お客様次第
7	署名済み会社設立申請書類取得後、啓源はその書類を北アイルランド会社登記所に提出し、正式に設立手続きを行います。	1
8	啓源は開業書類を作成し、お客様に送付する。お客様は書類に署名し、啓源に返送します。	7~10
9	啓源は会社設立証明書類一式を作成します (会社定款の印刷、印章作成等)。	2-3

10	啓源は会社設立証明書一式をお客様に郵送します（お客様は啓源のいずれの事務所にお越しして会社設立証明書一式を取得することもできます）。	お客様次第
合計		約 2-3 週間

7. 登記書類一式（登録完了後に得られる法的書類）

北アイルランド会社設立後、弊所は下記の書類をお客様に引き渡し、設立手続きが完了することを証明します。お客様は、会社名義で事業活動を行うことができます。

- (1) 北アイルランド会社登記所の発行した会社設立証明書の電子版
- (2) 会社設立フォーム IN01
- (3) モデル定款 4 通
- (4) 株券簿 (Share Certificate book)
- (5) サイン社印 1 顆、丸印 1 顆
- (6) 株主名簿、取締役名簿、議事録等の書類

弊所は上記の書類をお客様が指定する住所に郵送します。お客様は啓源のいずれの事務所に出席し上記の書類を取得することもできます。

8. コンプライアンス・維持

運営しているか否かを問わず、北アイルランド会社は毎年の会計年度内に、北アイルランド会社登記所に確認報告書 (Confirmation statement) 及び年次財務諸表を提供する必要があります。北アイルランドで商品貿易又はサービス提供を行っている北アイルランド会社は、法律に従って英国歳入関税庁 (HMRC) に会社の納税申告書を提出する必要があります。

北アイルランド会社設立後のコンプライアンス・維持の法定事項について、詳細について弊所の「北アイルランド会社の年間コンプライアンス・維持のマニュアル」をご参照、弊所のコンサルタントまで問い合わせください。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com